

## もやい 31 年度 第22回定例会議事録

日時：2月20日(木) 15:00～17:00

場所:支援センター会議室

出席者:田中、大福、添田、慶川、石見、久保田(欠 古川、植村、高橋)

### 【1】八王子市新総合事業・「通所型短期集中 予防サービス」の協定にJについての打合せ(第2回)

- ・2月13日(木)13:00～14:30 辻野主査・森山氏(もやい 添田、田中、石見、大福)
- ・本事業の協定書が提出され、概要の説明があった。
- ・3月26日に行われる、「企業も大学も地域住民も！みんなでつなぐ支え合いの輪」講習会で事例発表の依頼があった。

### 【2】みつい台運転者講習企画書(案)

打合せ日時:2020年2月10日

場所:クリエイ1ト階・クリエイト

参加者:依田さん、小出さん、石見さん、大福

①目的:運転者のより安全な運転のために

②対象者:運転者 17名 世話人 3名

③運転環境:

- ・みつい台内
- ・サークル、自治会行事(通院、医院、バス停までの送迎)
- ・自家用車両使用
- ・活動回数 平成30年度 120回

・料金:利用者 200円/回(運転者無償)

④講習内容(講習料金:無料)

- ・道路運送法、道路交通法
- ・八王子市の現状
- ・交通事故・保険の視点から
- ・資料はもやいで準備
- ・講習時間:90分～120分

⑤開催時期:2020年4月18日(土)午前中(第一案)

25日(土)午前中(第2案)

### 【3】その他

#### (1)セミナー報告他

①「社会参加による介護予防とそれを支える地域」の力

- ・日時:2月10日(月)13:30～16:00
- ・クリエイトホー5階ホール(廣川、石見、大福)
- ・主催:王子市福祉部高齢者福祉課
- ・基調講演:東京都健康長寿医療センター藤原佳典氏
- ・パネルディスカッション「あなたとわたしと地域が主役！社会参加で介護予防」

②次世代人材育成研修会「移動サービスと自治体の役割を考える」

- ・日時:2月16日(日)10時～13時
- ・東京しごとセンター(飯田橋)

- ・全国移動サー、ヒ、ネットワーク主催
- ・地域交通の今までの経緯と現状の課題について
- ・地域での公共交通が採算面等で減便され、代わりにコミュニティバスが運行され、次のデマンド交通が導入された。
- ・各地のコミュニティバスは空気を運搬していると、課題が多く残っている
- ・デマンド交通も運行効率が悪く、各地で見直しが迫られている
- ・福祉有償運送も単独での運行は限界に近く、新しい事業者は殆ど増えていない
- ・理由としてニーズ多様化しており、これまでに交通システムでは対応が出来なくなった
- ・地域での支え合い送迎は、利用者から料金を貰うことが出来ず、継続的な運し行は難し
- ・当面はボランティア運転手による活動に限定されている

## (2) セミナー予定

- ① さわやか福祉財団「全国交流フォーラム」添田、田中、大福、久保田)
  - ・日時: 2020年2月25日(火) 13:00~16:00 <開場 12:30>
  - ・場所: KFC ホール、交流会 第一ホテル両国
- ② 「企業も大学も地域住民も！みんなでつなぐ支え合いの輪」
  - ・日時: 3月26日(木) 八王子グランドホテル
  - ・主催: 八王子市、協力: (株)サン・ライフ
  - ・基調講演: 東京大学高齢社会総合研究機構 村上 洋司 先生
- ③ 法政大学・島田先生のプロジェクト(電気式自動車の無人運転など)
  - ・テスト運行: 2月22日(土) グリーヒル寺田・おひさま広場
- ④ 国土交通省・石井先生に勉強会の講師依頼の予定

### <次回定例会>

|                               |
|-------------------------------|
| 日時 : 2020年3月5日(木) 13:00~15:00 |
| 場所 : 市民活動支援センター               |

### <資料>

八王子市福祉部・高齢者福祉課 殿          八王子共生社会推進会議

実施要綱第4条に記入されている、「国土交通大臣認定講習資格者が行う運転者講習を受けたもの」と同じレベルで、運行の安全を確保するため、この事業を行うには「運行管理者及び車両整備管理者」を置くことを明示して欲しい

国土交通省の指摘も、バス・タクシーの運行はこの2つがしっかり担保しているからこそ、安心・安全を担保できるとしています。

協定書(案)には第5条で事業推進のため「連絡協議会」の設置明記しています。

「総合事業サービスC送迎活動団体連絡会(仮称)」

(1) その事業の活動団体との情報交換のため、勉強会を実施する

- ① 目的: 八王子市が実施する「通所型短期集中予防サービス」の送迎に関する情報交換を行う
- ② 開催期日: 2020年2月26日(水) 15:00~17:00
- ③ 場所: 八王子市市民活動支援センター会議室
- ④ 参加者: 八王子市、八王子市社協、もやい(合計 12)

ケアセンター八王子、ブラポークラブ、居場所「暖炉J」、小津倶楽部、

~~~~~

## 八王子市移動支援サービスモデル事業実施要綱(抜粋)

### (実施主体)

第4条 実施主体は八王子市とする。

- 2 市は、本事業を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じて既に移動支援を提供している特定非営利活動法人等に協力依頼し、本事業の一部を代行することができる
- 3 車両の運転を行う訪問型サービスDのサービス提供者(以下「運、ラ転ンボランティア」という。)は、国土交通大臣認定講習資格者が行う運転者講習を受けた者とする

### (提供内容)

- 第5条 国で定める地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)に基づき、本事業で実施するサービスの提供内容は、通所型短期集中予防サービス事業(以下「下通所型サービスC」という。)と一体的に行われる移動支援とする
- 2 訪問型サービスDは、国土交通省通達「道路運送法における許可または登録を要しない運送の態様について」の範囲で行うものとする
  - 3 訪問型サービスDは、原則通所型サービスCを提供する医療機関等と居宅間の送迎を行うものとし、送迎時間は、利用者1回あたり、往復で最大60分程度とする。  
ただし、運転ボランティアと利用者の中で合意が得られる場合はこの限ではない

### (期間)

第6条 本事業は、通所型短期集中予防サービス試行実施要綱第. 条に定める期間に準じ、令和2年(2020年)4月1日から令和2年(2020年)9月30日までとする。

### (記録・保存)

第14条 市及び運転ボランティアは、本事業の提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から当該評価・検証事業が終了するまで保存する。

### (遵守事項)

第15条 市及び運転ボランティアは、次の事項を順守しなければならない

#### (1) 衛生及び健康管理

運転ボランティアの清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること

#### (2) 秘密保持

運転ボランティア及び運転ボランティアであった者が、正当な理由がなく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないよう必要措置を講じること

#### (3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

#### (4) 事故発生に係る対応

利用者へのサービス提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告書

を提出すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと

(苦情処理)

第 16 条 実施要綱第 13 条に定める苦情処理に準じる。

~~~~~

## 八王子市移動支援サービスモデル事業の実施における連携・協力に関する協定書(抜粋)

八王子市(以下「甲」という)及び特定非営利活動法人八王子共生社会推進会議(以下「乙」という。)は、甲が提供する「八王子市通所型短期集中予防サービス」(以下「通所 C」という。)の試行実施と連動した「八王子市移動支援サービスモデル事業」(以下「本モデル事業」という。)の実施に関し、八王子市移動支援サービスモデル事業実施要綱(以下「実施要綱」という)4 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、通所 C の提供場所となる介護施設や医療機関までの移動が困難な高齢者に対し、甲及び乙が連携・協力して移動支援を提供することで、居住地にかかわらず誰にでも通所 C 通が円滑に利用できる体制の実現を図るとともに、住民主体で行う移動支援の必要性や運用における課題等を整理し、「八王子市移動支援サービス」(以下「訪問 D」という。)の構築に向け、評価・検証することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

### (1)通所 C

介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型短期集中予防サービス」として、八王子市が令和 2 年度に試行実施するサービスをいう。

### (2) 訪問 D

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス D(移動支援)をいう。

### (3)利用者

通所 C を利用する高齢者で、訪問 D の利用に同意した者をおう。

### (4)移動支援

住民主体による日常生活で必要な移動を支援するもの利用者の居宅から目的地まで、の移動について、道路運送法における「許可又は登録を要しない運送」により提供する。

### (5) 評価・検証

訪問 D の構築に向け、移動支援が必要な理由や移動困難となっている要因、公共交通を含めた移動手段の提供状況を踏まえ、住民主体で移動支援を提供することの必要性や効果、運用上の課題、需給量等について、本モデル事業を通じて検討する

(連携・協力事項)

第 3 条 甲及び乙は、実施要綱及び第 1 条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力して取り組むものとする。

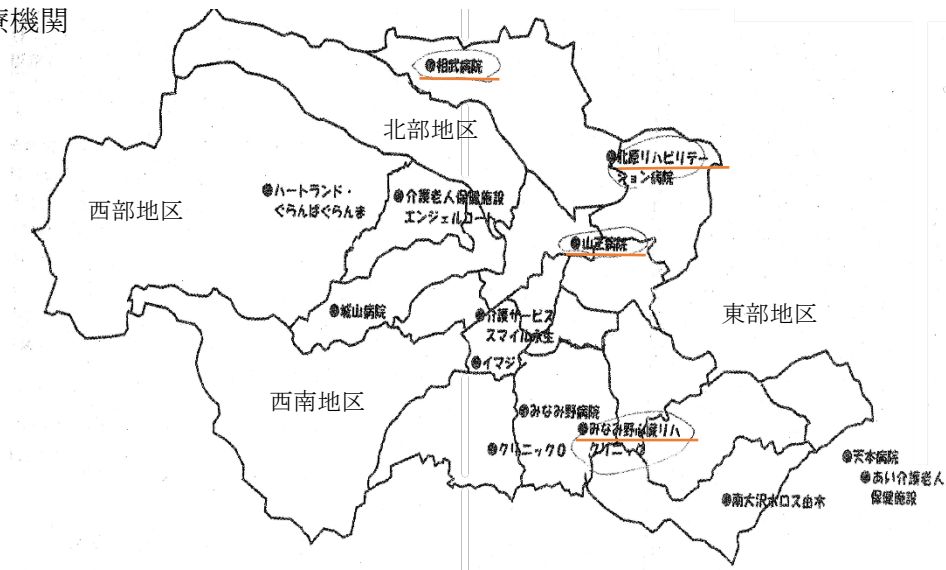
(1) 居宅と通所 C 提供場所間の送迎(乙が提供する移動支援サービスの利用)

- (2) 訪問 D の構築を見据えた運用課題の把握
- (3) 高齢者の移動支援ニーズ(目的や運用形態等)や効果の把握
- (4) (3)のニーズを踏まえた訪 D 問の必要量算出
- (5) 移動支援を提供する担い手の確保
- (6) 公共交通機関との役割と訪問 D の位置づけ整理
- (7) その他、訪問 D の構築に必要な事項の検討

(協定期間)

第 15 条 本協定の期間は、本協定の締結日から令和3年3月末日までとする。ただし、第3条(1)に定める送迎については、通所 C 試行実施におけるサービス提供が行われる期間準にじるものとする。

\* 送迎医療機関



\* 送迎協力団体リスト

|    | 団体名          | 担当者名  | 電話番号          | 町名           | 送迎施設               |
|----|--------------|-------|---------------|--------------|--------------------|
| 1  | 絹一ふれあいネットワーク | 野浦    | 042-636-5263  | 絹ヶ丘一丁目       | みなみ野心臓クリニック        |
| 2  | ティータイム「頼もう会」 | 浅川    | 0120-258-990  | 西寺方町宝生寺団地を中心 | 相武病院               |
| 3  | 川口福寿草の会      | 白鳥    | 042-654-2630  | 川口町会内        | 相武病院               |
| 4  | NPO 法人 小津倶楽部 | 倉田、前原 | 090-4387-5435 | 小津町町内        | 相武病院               |
| 5  | 川口ブラボークラブ    | 金元    | 042-659-1822  | 川口町周辺        | 北原リハビリテーション病院、相武病院 |
| 6  | ハモニカ         | 諸星    | 042-683-0168  | 市内東南部周辺      | みなみ野心臓クリニック        |
| 7  | ふあいん美山       | 田倉    | 042-652-9545  | 美山町内         | 相武病院               |
| 8  | みんなの居場所「暖炉」  | 古木    | 080-5460-8701 | 犬目町内         | 北原リハビリテーション病院、相武病院 |
| 9  | ケアセンター八王子    | 添田    | 070-4217-0427 | 市内東部周辺       | 山王病院、みなみ野心臓クリニック   |
| 10 |              |       |               |              |                    |

\* 赤字は協力表明の団体です。